

東広島市告示第113号

東広島市狭あい道路整備の促進に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市狭あい道路整備の促進に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、良好な住環境の確保及び安全なまちづくりに寄与することを目的とする

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもののうち市が管理する道をいう。
- (2) 道路後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 対象後退用地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内における狭あい道路に接する土地であって、当該狭あい道路との境界線と道路後退線との間にあるものをいう。
- (4) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築物を建築し、又は建築しようとする法第2条第16号の建築主及び対象後退用地内にある支障物の所有者をいう。
- (5) 支障物 対象後退用地内にある門、塀、ますその他狭あい道路の整備の支障となるものをいう。

(事前協議)

第3条 狭あい道路に接する土地において法第6条第1項の規定による確認の申請（第9条において「建築確認申請」という。）を行った又は行おうとする建築主等が、当該土地に係る対象後退用地の整備を要望し、かつ、当該対象後退用地を寄附しようとするときは、あらかじめ、東広島市狭あい道路整備事前協議書（第4項において「事前協議書」という。）の正本及び副本各1通に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議を行わなければならない。

- (1) 付近見取図
  - (2) 配置図（建築物及び給排水設備の配置並びに支障物の除却又は移転の範囲が記載されたもの）
  - (3) 現況地番図
  - (4) 公図の写し
  - (5) 対象後退用地及び当該対象後退用地に接する土地の全部事項証明書の写し
  - (6) 現況写真
  - (7) 東広島市狭あい道路整備敷地境界確定誓約書
  - (8) 東広島市狭あい道路整備権利抹消誓約書
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 対象後退用地の区域に関する事。
- (2) 道路後退線の確認に関する事。
- (3) 支障物の除却又は移転に関する事。
- (4) 対象後退用地の敷地境界確定及び所有権以外の権利抹消に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 建築主等は、第1項の協議を行う前に法第6条第4項に規定する確認済証（以下この項において「確認済証」という。）の交付を受けている場合は第1項の協議の際に、当該協議を行う前に確認済証の交付を受けていない場合は交付後速やかに確認済証の写しを市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の協議が終了したときは、東広島市狭あい道路整備事前協議済通知書に、事前協議書の副本を添えて、建築主等に交付するものとする。

（対象後退用地の寄附）

第4条 建築主等は、前条第4項の規定による通知を受けた後、対象後退用地について、東広島市公有財産管理規則（平成20年東広島市規則第16号）第12条第1項第5号に規定する寄附申込書により、市長に寄附の申込みをしなければならない。

2 建築主等は、対象後退用地に所有権以外の権利があるときは、前項に規定する申込みを行う時まで、当該権利を抹消したことを証する書類を提出しなければならない。

（測量及び登記の手續）

第5条 市長は、原則として、対象後退用地について測量並びに分筆及び所有権の移転に係る登記の手續を行うものとする。

2 市長は、建築物の建築に関し狭あい道路に接する土地の分筆がある場合は、建築主等に対し、対象後退用地の分筆を併せて行うよう協力を要請するものとする。

（補助金の交付）

第6条 建築主等は、第3条第1項の協議が終了した後、対象後退用地内に支障物があると

きは、当該支障物を除却又は移転しなければならない。

- 2 市は、別に定めるところにより、前項の規定により支障物の除却又は移転をしようとする建築主等に対し、その費用について、補助金を交付することができる。

(対象後退用地の整備等)

第7条 市長は、第5条第1項に規定する登記の手続を行った後、狭あい道路を拡幅するために行う対象後退用地の整備工事に着手するものとする。

- 2 前項に規定する整備工事をを行った対象後退用地は、市が管理する道路とし、市が維持管理を行うものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する整備工事をを行った対象後退用地に境界標等の設置をするものとする。

(整備事業の中止)

第8条 建築主等は、第3条第1項の協議が終了した後、やむを得ない事由により整備事業(第5条第1項に規定する測量及び登記の手続並びに前条第1項に規定する整備工事をいう。以下この条において同じ。)を中止する必要があるときは、速やかに東広島市狭あい道路整備中止申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、整備事業を中止することができる。

- 3 前項に規定する場合において、市長が整備事業の中止を承認するときは、東広島市狭あい道路整備中止承認通知書を当該建築主等に交付するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定により整備事業を中止したときは、建築主等に対し、第1項の申請の日までに要した測量並びに分筆及び所有権移転に係る登記の手続の費用を請求することができる。

(適用除外)

第9条 この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを適用しない。

- (1) 建築主等が、国、地方公共団体及びこれに準ずる団体である場合

- (2) 対象後退用地が、都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う開発行為(自己の居住の用に供する目的のみで行う開発行為を除く。)の区域内にある場合

- (3) 対象後退用地が、都市計画法第12条の4第1項の規定により定められた東広島市地区計画の区域内において、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設として定められている道路の区域内にある場合

- (4) 対象後退用地が、法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に伴い、当該道路の周辺において一体的に宅地を整備する区域内にある場合

- (5) 対象後退用地が、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の認可を受けて行う土地区画整理事業の区域内にある場合

- (6) 対象後退用地に係る建築確認申請の内容が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号の規定により算定した延べ面積が500平方メートル以上

の建築行為を行うものである場合

(7) 第3条第1項の協議を行う日において、狭あい道路に接する土地に係る法第7条第5項に規定する検査済証が交付された日から2年以上を経過している場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、この告示を適用することを市長が適当でないとした場合

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。